別紙２(第２版)

秘密保持誓約書

地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「甲」という。）が実施する「新西市民病院整備　基本設計に関する建設事業者との対話」（以下「本対話」という。）に関し，本対話の参加者（以下「乙」という。）は，甲が提供する基本設計業務の図書等の取扱いについて，以下のとおり誓約する。

（秘密情報の範囲）

第１条 本誓約書において秘密情報とは，甲が本対話に関連して提供する基本設計業務の図書その他一切の非公開情報（電子データーや複製物を含む）を指す。但し，次の各号の情報は秘密情報に含まれないものとする。

(1)甲から開示される以前に公知であった情報

(2)甲から開示される以前に乙が既に所有していた情報

(3)甲から開示された後，乙の責に帰さない事由により公知となった情報

(4)甲から開示された後，秘密情報によらず乙の開発により知得したことを証明できる情報

(5)甲から開示された後，正当な権限を有する第三者から受領者が秘密保持の義務を伴わず適法に知得した情報

（秘密情報の使用制限）

第２条 乙は，本対話に関わる役職員以外の第三者に対して秘密情報を漏洩・開示しないものとする。但し，乙が実施設計・施工業務を受注する場合にその業務を委託する予定の事業者（以下「委託先事業者」という。）に対し，本書と同内容の秘密保持義務を課したうえで開示する場合はこの限りでない。

２ 乙は，本対話の目的にのみ秘密情報を使用するものとし，他の目的に使用しないものとする。

３ 前２項の規定にかかわらず，法令又は裁判所の指示等により秘密情報の開示を要求された場合には，乙は，要求の範囲内において当該秘密情報を開示できる。なお，本項に基づき秘密情報を開示した場合，乙は速やかに甲に対して報告するものとする。

４ 乙は，秘密情報が第三者に漏洩・開示された場合，直ちに甲に報告のうえ甲の指示に従う。

（損害賠償）

第３条 乙（委託先事業者を含む）が前条各項のいずれかに違反した場合，乙は甲に生じた通常の損害を賠償しなければならない。

（秘密情報の廃却）

第4条 乙は，令和8年4月30日までに，乙の責任において秘密情報を適切かつ確実に削除又は廃却措置を講ずる。但し，乙と委託先事業者との間で作成した見積書と一体となった図面等，廃却できない秘密情報については必要最小限度において保有することができる。

（秘密保持義務の継続）

第５条 乙は，本対話の終了後においても，引き続き３年間，秘密情報に係る秘密保持の義務を負うものとする。

（その他）

第６条 本誓約書に定めのない事項または本誓約書に定めた各条項に疑義が生じた場合は，甲乙協議の上，誠意をもって解決するものとする。

以上のとおり誓約いたします。

令和　年　月　日

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地： |  |
| 法人名： |  |
| 代表者名（押印）： |  |